

⑬ 家屋を取り壊した時は届け出が必要です

○未登記家屋を取り壊したとき

未登記家屋を取り壊したときは「滅失届」を提出してください。

○登記済家屋を取り壊したとき

登記済家屋を取り壊したときは、法務局で「滅失登記」をしてください。

ただし、滅失登記を行わないとき、または滅失登記が家屋を取り壊した翌年以降になる場合は「滅失届」を提出してください。

※滅失届は税務課、各支所地域課窓口にあります。

問 税務課（内線 110）

⑭ 12月4日から10日は人権週間です

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日が「人権デー（Human Rights Day）」と定められました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

人権は自分と同じように他の人にもあることの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

【世界人権宣言 70 周年】

みんなで築こう人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

平成30年度啓発活動強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV 感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

問 水戸地方法務局 茨城県人権擁護委員連合会 Tel 029-227-9919

ご存知ですか？里親制度

県では、親の病気や虐待などで、生まれた家庭で暮らせない子どもが温かな家庭的雰囲気の中で生活できるように、里親制度を積極的に推進しています。里親に関心がある方はご連絡ください。

※詳しくは、茨城県子ども家庭課のホームページをご覧ください。

問 茨城県福祉相談センター（中央児童相談所）里親担当 Tel 029-221-4150

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/>（「子ども家庭課」で検索）